

お取引先様用

製品含有化学物質調査マニュアル
(第4版)

2020年4月

FDK株式会社

All Rights Reserved、Copyright © FDK株式会社 2020

目次

1. 調査目的	3
2. 調査適用範囲	3
3. 一般要求事項	3
4. 用語の定義	3
5. 調査内容	5
6. 調査書類への記入要領とその提出	5
7. お問い合わせ先	7
【改訂履歴】	8

添付資料

- 【別紙1】 製品含有化学物質に関する保証書
- 【別紙2】 構成成分表

以下の資料は、弊社から依頼のあった場合のみの提出となります。

- 【別紙3-1】 FDK指定化学物質リストの変更内容確認書
- 【別紙3-2】 chemSHERPAの変更内容確認書
- 【別紙4】 特定物質非含有保証書

1. 調査目的

本調査は、FDKグループ指定化学物質リストに定められた要求事項を満足することを保証したFDKグループ(以下FDKという)製品を市場に提供するために、FDKの購入品及びその包装材に含有される化学物質を把握し、市場で要求される使用禁止物質のFDK製品への含有を防止することを目的としています。

2. 調査適用範囲

FDKの購入品とその包装材に適用します。但し、購入品に関する包装材についてはFDKからの依頼品のみを対象とします。

3. 一般要求事項

(1) 含有禁止物質

FDKの購入品及びその包装材は、FDKグループ指定化学物質リストに記載された含有禁止物質の「含有禁止基準」を全て満足していること。

(2) 含有化学物質情報の提供

お取引先様は、本マニュアルの記載内容に従って所定の調査書類を作成し、FDKに提出してください。

4. 用語の定義

(1) 購入品（又は納入品）

FDKの製品を構成する全ての部材を意味する。このマニュアルでは購入品と記述するが、購入者はこれを納入品と置き換えて理解するとよい。

(2) 製品

- ① FDKで設計・製造し、販売する製品
- ② FDKが第三者に設計・製造を委託し、FDKの商標を付して販売する製品
- ③ FDKが第三者から設計・製造の委託を受けた製品

(3) 包装材

FDKの購入品と製品のための包装、梱包及び荷造りなどの材料。
例として、ダンボール、インキ、塗料、包装用バンド、ラベル、接着剤等がある。

(4) 製品含有化学物質

FDKの購入品と製品及びこれらの包装材に含有されている化学物質。

(5) 含有

化学物質が意図的であるか否かを問わず、FDKの購入品と製品及びそれらの包装材に、添加、充填、混入（不純物も含む。）または付着することをいう。

(製造プロセスにおいて意図せずに製品に混入または付着する場合を含む。)

(6) 意図的添加

化学物質を特定の特性、外観、または品質をもたらすために、含有率に係わらず、購入品の形成時に故意に使用すること。

(7) 素材

特定の使用目的をもって特定の位置に配置、形成されており、使用目的を達成する上でそれ以上分割できない購入品を構成する各々の均一材料、または均一と見なせる複合材料。

(8) 不純物

天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質、及び合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質。

(9) 調剤

複数の物質からなる混合物または溶液。(例：接着剤、めっき液、塗料)

(10) 化学品

化学物質及び／又は混合物。

(11) 化学物質

天然に存在するか、又は任意の製造過程において得られる元素及びその化合物。

(12) 混合物

二つ以上の化学物質を混合したもの。

(13) 成形品

製造中に与えられた特定の形状、外見またはデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終仕様の機能を大きく決定づけているもの。

(14) 許容値

異なる材料に機械的に分離できない材料（均質材料）中における対象含有化学物質の超えてはならない最大濃度を ppm で示したもの。

(15) 含有率

化学物質の濃度で、単位は[ppm]（質量比。1ppm は百万分の一）、または[wt%]（質量比。1wt% は百分の一）等を用いる。

注）含有率については、FDK グループ指定化学物質リストの用語の定義に規定

(16) CAS No.

アメリカ化学会が作成したCAS（Chemical Abstract Service）の化学物質登録システムで使用している化学物質の登録CAS番号ともいう。

(17) 構成部位

部品を構成する一部分であり、異なる材料に機械的に分離できない材料（均質材料）部分をいう。

構成部位名は、納入仕様書、図面等に使用されている名称とする。

(18) FDK グループ指定化学物質リスト

FDK が定めた“含有禁止物質”及び“含有報告物質”、“含有管理物質”、“製造時使用禁止物質”、“購入電池及び電池部材に関する事項”を記載したリスト。

5. 調査内容

お取引先様の FDK への納入品及びその包装材（FDK の購入品及びその包装材）に関する含有化学物質情報について次の書類の提出を依頼することがありますので、ご協力を願います。

- (1) 製品含有化学物質に関する保証書
- (2) JAMP が提供する製品含有化学物質調査票（chemSHERPA-AI または chemSHERPA-CI）
- (3) 構成成分表
- (4) FDK 指定化学物質リストの変更内容確認書
- (5) chemSHERPA の変更内容確認書
- (6) 特定物質非含有保証書
- (7) 付帯書類（分析データ、SDS など）

6. 調査書類への記入要領とその提出

各調査書類への記入及び提出は下記の要領に従ってお願いします。

(1) 製品含有化学物質に関する保証書・・・【別紙1】参照

お取引先様の FDK への納入品及びその包装材に含有される化学物質が、FDK グループ指定化学物質リストに定められた要求事項を満足することを保証していただく書類です。但し、お取引先様が自社で定めた製品含有物質規制を有し、かつそれを満足している場合には、それをもって要求事項を満たしているとみなします。また、REACH 規則の SVHC 候補物質を含有していたり 4M 変更があったりした場合の報告義務も併せて保証していただきます。この保証書は原則としてお取引を開始させていただく時に一度取り交わさせていただきます。（過去に取り交わされてなかった場合は、改めて取り交わしをお願いします）

- ① 会社名を記入して、社印を押印して下さい。
- ② 住所、代表者名（印）、担当者名（印）、e-mail、部署名、電話番号を記入して下さい。
- ③ 弊社への提出は、書類又はファイル(pdf 形式)にてお願いします。

(2) JAMP が提供する製品含有化学物質調査票（chemSHERPA-AI または chemSHERPA-CI）

JAMP が提供する調査票を使用したお取引先様の FDK への納入品及び包装材への含有状況に関する調査です。

- ① 回答書式は、加工品・部品が対象の場合 ⇒ chemSHERPA-AI、原材料・素材・化学物質の場合 ⇒ chemSHERPA-CI となります。
- ② chemSHERPA-AI または chemSHERPA-CI のフォーマットは、下記のホームページより最新版をダウンロードして使用してください。
★ JAMP (アーティクルマネジメント推進協議会) <https://chemsherpa.net/>
- ③ 回答ファイルは、XML 形式での提出をお願いします。
尚、chemSHERPA-AI の遵法判断情報は、任意とします。

(3) 構成成分表・・・【別紙2】

製品含有化学物質調査票としては chemSHERPA を基本とし、やむをえぬ事情のある場合のみ弊社と協議の上、chemSHERPA の代わりに構成成分表を提出していただきます。
別紙2の書式見本を参考の上、必要事項を記載願います。

注 (4)～(7)の資料は、弊社から依頼のあった場合のみの提出となります。

(4) FDK指定化学物質リストの変更内容確認書・・・【別紙3-1】

(5) chemSHERPA の変更内容確認書・・・・・・・・・・【別紙3-2】

FDK指定化学物質リストや chemSHERPA の版数は定期的に更新されます。これに伴い、重要な変更内容を通知しますので、変更内容を確認の上弊社にご返送願います。
なお、変更内容に対して該当するものがなかった場合には必ずしもご返送の必要はありませんが、ご返送のなかった場合は、お取引先様が変更内容を確認の上該当するものがなかったものと解釈させていただきます。

(6) 特定物質非含有保証書・・・【別紙4】

ある特定の規制物質が購入品に含有しないことを保証して頂くための書類で、新たな規制物質が公表され、すぐに非含有の保証が必要になったような場合に FDK から依頼をさせていただきます。
なお、「FDKグループ指定化学物質リスト」に掲載されている物質については、原則として特定物質非含有保証書の対象とはしません。

(7) 付帯書類

必要に応じて弊社から分析報告書や SDS などの付帯書類の提出を求めることがありますので、ご協力を願います。

7. お問い合わせ先

ご不明な点などがございましたら本件に関するFDKの依頼元へお問い合わせください。
また、本件に関する技術的な質問等につきましては下記までお願いします。

〒431-0495 静岡県湖西市鷺津 2281 番地

FDK株式会社

品質保証統括部

電話番号： 053-575-2511

FAX 番号： 053-575-2615

E-MAIL： fdk_hcsm@fdk.co.jp

— 以上 —

【改訂履歴】

改訂年月	Ver.	改訂内容
2005年4月	1	制定
2005年8月	1a	製品重量、含有量等の小数点以下二桁までの記入制限の解除に伴う調査票・構成成分表の変更、及び非含有保証書、内容保証書の書類での提出を追加。
2007年7月	1b	含有化学物質管理基準（FDK508-01）改定第2版に対応（別紙1、別紙2、別紙4、別紙14を変更）。
2008年5月	1c	含有化学物質管理基準（FDK508-01）改定第3版に対応（別紙1、別紙2、別紙4、別紙14を変更）。
2010年7月	1d	FDKグループ会社一覧を削除 含有化学物質管理基準（FDK508-01）改定第4版に対応。 FDK含有化学物質調査票（マクロ付）及び回答記入説明書（マクロ付）を削除。 Q&Aを削除。 上記削除による別紙の番号を繰り上げ。
2015年4月	2	含有化学物質管理基準（FDK508-01）改定第5版に対応 ・用語の定義を追加及び変更。 ・非含有保証書の内容及び様式を変更。 ・構成成分表のFDK物質番号の記入欄を削除。 ・FDK含有化学物質調査票を廃止し、JAMPが提供する含有化学物質調査票に変更。 ・内容保証書を廃止。 ・MSDS（製品安全データシート）等をSDS（安全データシート）と名称を変更。 ・含有化学物質の関連法規及び規制等を削除 お問い合わせ先の環境技術部を品質保証統括部に変更。
2018年5月	3	JAMPが提供する含有化学物質調査票（chemSHERPA-AIまたはchemSHERPA-CI）に変更。
2020年4月	4	4章「用語の定義」から「副資材」と「生産補助材」の2つの用語を削除 5章「調査内容」及び6章「調査書類への記入要領とその提出」を全面改訂。

【別紙 1】

年 月 日発行

F D K 株式会社 御中

製品含有化学物質に関する保証書

当社は、F D K 株式会社に納入する全ての製品について、次の内容を保証致します。

1. 含有禁止物質の非含有

表 1 含有禁止物質

A-1	FDK 指定化学物質リストの使用禁止物質 注 1、2
A-2	RoHS 指令 附属書 II の物質 注 3

注 1) FDK から変更内容確認書により FDK 指定化学物質リストの改版の通知があったら、その都度含有の確認を行う。

注 2) 自社の製品に対する禁止物質を社内規程で定め、その禁止物質が RoHS 指令、REACH 規則、モントリオール議定書、POPs 規則、化審法などに準拠し、かつ定期的に見直しがされている場合には、FDK 指定化学物質リストの禁止物質にも準拠しているとみなしてよい。

注 3) RoHS 指令の附属書 III または IV の除外品に該当する場合、除外期間内での含有は認められるが、その情報を FDK に報告する。(chemSHERPA を推奨)

2. 含有報告物質の報告義務

表 2 含有報告物質

B-1	REACH 規則に基づき公表される SVHC 候補物質 (認可対象物質含む)
-----	----------------------------------------

<報告の義務>

SVHC 候補物質を、0.1wt%を超えて含有している場合、対象物質の名称及び含有量、含有部位を FDK 株式会社に報告する。(chemSHERPA を推奨)

注) SVHC 候補物質は、年に数回追加物質が公表されるので、公表されたら速やかに確認する。

3. 製品含有化学物質に関する連絡義務

表 3

	連絡義務の発生する事案	連絡方法
1	物質、組成、材料に関わる変更を行う	4M 変更申請で連絡
2	物質、組成、材料に関わる変動・変化が予測される	文書にて連絡 (指定文書なし)
3	SVHC が含まれることが判明	

<連絡の義務>

表 3 の事案に該当する場合、速やかに FDK 株式会社に連絡する。

会社名： _____ 社印

住所： _____

代表者： _____ 印

担当者： _____ 印 E-mail : _____

部署： _____ 電話番号： _____

【別紙2】書式見本
FDK株式会社 御中

構成成分表

FDK EDP Key	
FDK 品番・品名	
FDK規格・図番等	
弊社品名	トランス002A
メーカー名	ABC工業
製品重量(mg)	42700

半角で記入

半角で記入

記入日	2019/4/15
会社名	DEF商事
部署名	電子部品部
責任者名	田中 太郎
電話番号	0XX-XXX-XXX
e-mail	eee@aaa.co.jp

No.	構成部位	物質名	CAS No.	含有量 (mg)	構成部位材料メーカー	用途/含有目的
1	コア	酸化鉄	1309-37-1	2,700.0		
1	コア	四酸化マンガン	1317-35-7	2,700.0		
1	コア	酸化亜鉛	1314-13-2	12,600.0		
2	コアカバー	プロピレンホモポリマー	-	2,452.0		主成分
2	コアカバー	三酸化アンチモン	1309-64-4	242.8		
2	コアカバー	有機ハロゲン化合物	-	1,052.2		PBB、PBDE以外
3	ベース	フェノール樹脂	9003-35-4	393.9		
3	ベース	紙	-	386.1		
4	線材(導体)	銅	7140-50-8	19,601.4		
5	線材(絶縁体)	ポリウレタン樹脂	-	502.6		
7	ハンダ	スズ	7440-31-5	68.5		
7	ハンダ	銅	7440-50-8	0.5		
合計含有重量(mg)				42,700.0		

注1 「FDKグループ指定化学物質リスト」の禁止物質及び管理物質を含む場合は、含有量に関わらず記載する。

注2 部品を構成する均質材料毎に分割し、部品構造が分かるように全ての構成部位を記載する。

注3 物質名は、化学物質名又は化学物質群名とし、漏れや省略のないように全て記載する。

注4 禁止物質および報告物質に適用除外コードがある場合は、その番号を記入する。

【別紙 3-1】

年 月 日発行

F D K株式会社 御中

FDK 指定化学物質リストの変更内容確認書

当社は、FDK 指定化学物質リストの変更内容を理解し、当社製品について該当するものがないかどうか確認しましたので、その結果をご連絡します。

版数		変更日	
参照 URL			
変更概要			
以下の通り確認結果を報告します。			
内容確認	<input type="checkbox"/> 変更内容を確認しました		
該非確認	<input type="checkbox"/> 該当する物質は含まれていませんでした。 <input type="checkbox"/> 該当する物質がありました。 <input type="checkbox"/> chemSHERPA で報告予定 (予定納期) <input type="checkbox"/> その他のデータで報告予定 (予定納期)		

<FDK からの要求事項>

- ① 該当する物質があった場合は、必ず FDK(株)にご連絡願います。
- ② 該当する物質のなかった場合にはかならずしもご回答の必要はありません。但し、その場合は、変更内容をご確認され、かつ該当物質が含まれてなかったと解釈させていただきます。

会社名： _____

住所： _____

代表者： _____ 印

担当者： _____ 印 E-mail： _____

部署： _____ 電話番号： _____

【別紙 3-2】

年 月 日発行

F D K株式会社 御中

chemSHERPA の変更内容確認書

当社は、chemSHERPA の変更内容を理解し、当社製品について該当するものがないかどうか確認しましたので、その結果をご連絡します。

版数		変更日	
参照 URL			
変更概要			
以下の通り確認結果を報告します。			
内容確認	<input type="checkbox"/> 変更内容を確認しました <input type="checkbox"/> 最新版の chemSHERPA に更新し、FDK に送付しました。		
該非確認	<input type="checkbox"/> 該当する物質は含まれていませんでした。 <input type="checkbox"/> 該当する物質がありました。 <input type="checkbox"/> chemSHERPA で報告予定 (予定納期) <input type="checkbox"/> その他のデータで報告予定 (予定納期)		

<FDK からの要求事項>

- ① 該当する物質があった場合は、必ず FDK(株)にご連絡願います。
- ② 該当する物質のなかった場合にはかならずしもご回答の必要はありません。但し、その場合は、変更内容をご確認され、かつ該当物質が含まれてなかったと解釈させていただきます。

会社名： _____

住所： _____

代表者： _____ 印

担当者： _____ 印 E-mail： _____

部署： _____ 電話番号： _____

【別紙4】

FDK 株式会社 御中

特定物質非含有保証書

納期： 年 月 日 注記 現在は特定物質を含有しているが、今後非含有を計画されている場合は、およその非含有予定日での記載の上、この納期までに返送願います。なお、納期までに返送されなかった場合には、非含有であるとみなさせていただきますので、ご了解願います。	記入日	
	会社名	
	部署名	
	責任者名	印
	電話番号	
	E-mail	

<特定物質について>

No.	特定物質	しきい値	備考
■ 規制の理由			

FDK(株)に納入する次の製品について、特定物質がしきい値を超えて含有しないことを保証します。*¹

<確認対象の原材料・部品>

No.	FDK 品番・品名	当社品名	構成部位	非含有予定日

*¹ : 現在、調査を行っている最中、または非含有にする計画はあるが現時点で非含有を保証できない場合は、非含有予定日の欄に非含有にする予定日を記載願います。非含有の場合、この欄は空白にして下さい。

【別紙4】 書式見本

FDK 株式会社 御中

特定物質非含有保証書

納期： 年 月 日	記入日	2019/9/18
注記 現在は特定物質を含有しているが、今後非含有を計画されている場合は、およその非含有予定日での記載の上、この納期までに返送願います。なお、納期までに返送されなかった場合には、非含有であるとみなさせていただきますので、ご了解願います。	会社名	DEF 商事
	部署名	電子部品部
	責任者名	田中 太郎 印
	電話番号	0XX-XXX-XXX
	E-mail	eee@aaa.co.jp

<特定物質について>

No.	特定物質	しきい値	備考
1	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP)	可塑化された材料に含まれる No.1~4 の合計が 0.1 重量%未満	
2	フタル酸ブチルベンジル (BBP)		
3	フタル酸ジ-n-ブチル (DBP)		
4	フタル酸ジイソブチル (DIBP)		
■規制の理由 2018年12月18日、欧州委員会規則(EU) 2018/2005が発行され、REACH 規則付属書 17 の第 51 条 (Entry 51 to Annex XVII of REACH)フタル酸エステル類について修正が行われました。制限対象となるフタル酸エステル類に新たにフタル酸ジイソブチル(DIBP)が加わり、対象範囲が「成形品」に含まれる可塑化された材料に拡大されました。これらのフタル酸エステル類の追加規制は、2020年7月7日以降欧州市場へ投入される RoHS 指令対象以外の成形品などに適用されます。			

FDK(株)に納入する次の製品について、特定物質がしきい値を超えて含有しないことを保証します。*1

<確認対象の原材料・部品>

No.	FDK 品番・品名	当社品名	構成部位	非含有予定日
1	透明チューブ CN582-T	透明チューブ F001	本体	2020/2/12
2	CN582	ハーネス F001	ハウジング	
2	同上	同上	リード線被覆部-赤	2020/6 頃
2	同上	同上	リード線被覆部-黒	2020/6 頃
2	同上	同上	結束バンド	

*1：現在、調査を行っている最中、または非含有にする計画はあるが現時点で非含有を保証できない場合は、非含有予定日の欄に非含有にする予定日を記載願います。非含有の場合、この欄は空白にして下さい。